

令和2年度 第9回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (28人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
4番 金信正明 委員	5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員
7番 河野正人 委員	8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員
10番 衣笠健一郎 委員	11番 室山恵美 委員	12番 山下賢一 委員
13番 筏津純一 委員	14番 松本幸男 委員	16番 山田有宏 委員
17番 原田明宏 委員	18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
鳥飼 巧 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第48号 競売買受適格証明願について

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

議案第50号 倉吉市農作業標準料金の決定について

議案第51号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和2年度第9回農業委員会会議を開会いたします。本日、事務局長は、市議会本会議に出席のために欠席でございます。はじめに山脇会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございます。11番 室山委員、12番 山下委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第9回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 それでは相談の報告をお願いします、美田委員。

19番 19番 美田です。〇〇〇の〇〇さんという方からの相談でした。担い手育成機構が担い手に貸して、今年の6月末で期間が満了ということで返還されたということのようです。今年は耕作をされてない状態だったようで、草もかなり生えている。で、なんとかならんかなということで相談に来られました。年齢的にはまだ退職されて1、2年ぐらいで我々よりも10才近く若い人なんですけれども、なんとか自分でもやるというふうな。草刈りはやるということですけど、やっぱり草刈り機にしてもなかなかそんなに維持できる状況でもないし、後で、ちょっと山脇会長にも今ごろトラクターが中古でなんぼぐらいするものかって質問したら結構な値段がするようで。この時に出しとった20万ぐらいの中古はあらへんでって言ってましたけども。ちょっと取り消さないけんと思ってます。

ただですね、やっぱり機構を通してこういう貸し借りが進められるところがこういうふうに10年間ぐらいの契約でということだと思えますけれども、期限が切れた時にまた返されてしまったら、この農地は誰が守るんだというこ

とを考えたらずね、やっぱりここは〇〇の方が上の方にありますし、なんとかこの地区を守らないけんという組織ができにゃ、やっぱり守り切れんのかなというような思いがありまして。後日、涌嶋委員にも相談したんですけどもなかなかうちは難しいなっちゃうことでもありますし、本当にこういうふうな形がここだけじゃなしに今後次々と出てくるんでないかなという心配をしるところです。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。今、トラクターの話が出たんですけども、実は先般トラクターの中古車ないか依頼があって、農機のメーカーに問い合わせたところが、今、小型のトラクターはほとんどないと。なんでかという、年配の大特を取れない人が、みんな小型に変えちゃいなったと。それで中古車がどんどん出ちゃって、なかなかどこ探してもないわなって言われました。まあ、今、そういうことが起きると。また、今後のあっせんの方で話をしているかなと思います。

(5) 議 事

議長

それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり2件の申請でございます。いずれも売買による所有権移転で下限面積につきましては備考欄に記載のとおりです。

続いて議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり1件の申請がございます。第2種農地における植林の申請で、許可根拠は周辺農地に影響なしでございます。

続いて議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案の6ページのとおり1件の申請がございました。内容は〇〇地内における介護サービス施設の建築でございます。農地区分につきましては、農業公共投資がある農地のため第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。8ページから9ページのとおり7件の申請が出ております。いずれも20年以上非農地状態が認められるものでございます。

議案第48号 競売買受適格証明願についてでございます。11ページのとおり3条の買受適格証明が1件出ております。

議案第49号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。14ページから47ページのとおり99件の利用権設定の申し出がございます。また48ページから50ページのとおり所有権移転が3件ございます。

続いて議案第50号 倉吉市農作業標準料金の決定についてということで、59ページのとおりでございます。

最後に議案第51号 農用地利用配分計画について62ページから63ページのとおり9件の協議がございます。以上でございます。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

それでは、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないという声が多いので、挙手によって採決を行います。それでは議案に対する異議のない方、委員の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認とさせていただきます。

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましては、本日、午前10時より当番委員であります山田委員、林委員、藤井代理、石賀主幹、宮本主任と私の6名で調査に行つて参りましたので、代表して山田委員より報告をお願い致します。

16番 16番 山田です。問題なしということを報告したいと思います。

議 長 はい、只今の報告で問題なしということでございます。これは隣が山林で、もう農地としてはなかなか難しいということでございますので問題なしということでございます。ただ今の議案につきまして皆さんに質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。では承認とさせていただきます。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましても午前中に同メンバーで調査に行つておりますので、山田委員の方から報告をお願い致します。

16番 16番 山田です。この件も問題なしということを報告したいと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今報告がありましたように問題なしということでございます。元々この場所については農振除外地となっております。家に囲まれた所でございます。今年までは水田で水稻作をされておりましたけども、ここに是非ともグループホームを建てたいという方がおられまして、ここに申請された訳でございます。皆さんの方に質疑を求めます。ありませんか。松本委員。

14番 14番 松本です。受人は〇〇の会社ですか。

議 長 現在、〇〇で「〇〇〇〇」という名前で経営をしておられます。その方が市の方から公募が出たんで応募したら当選したんで、〇〇、〇〇、〇〇〇の辺はないものですからこの辺りに是非とも建てたいということで、ここにされたようでございます。よろしいですか、他にございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは只今の議案第46号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認となりました。

議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても本日、午前10時より同メンバーで行っておりますので、山田委員より報告をお願い致します。

16番 16番 山田です。この件も問題なしということをご報告したいと思います。

議 長 はい、只今報告がありましたように何ら問題ないということでございます。それでは皆さんに質疑を求めます。この件につきましてありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので議案第47号につきましては承認をされました。

議案第48号 競売買受適格証明願について

議 長 続きまして議案第48号 競売買受適格証明願についてお諮り致します。事務局説明をしてください。

事務局 議案の11ページでございます。3条の買受適格者証明ということで農地を3条で購入されるにあたって、まず競売に参加する資格を証明するというものでございます。土地の所在地は〇〇の〇〇〇〇1429、1430番地で、2筆の合計で2,578㎡。申請人は〇〇の〇〇〇〇であります。耕作面積は15,750㎡、労働者数は2人でございます。申請地における下限面積は3反となっておりますので、耕作面積はこれは十分にクリアしております。3条の要件を満たしておりますので妥当と考えております。以上でございます。

議 長 只今議案第48号について説明がございました。皆さま方の質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、第48号について承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認されました。

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第49号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。事務局が説明をする前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。

14ページの番号1番と2番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を藤井委員に代わります。

(議長 交代)

6 番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので14ページの番号1番と2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページ番号1番、〇〇〇の3筆4、294㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりで合計4筆、7,423㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 続きまして、該当委員の方の審議をさせていただきたいと思います。15 ページ番号3番から16 ページ番号8番の〇〇〇〇〇〇〇〇は6番藤井委員に係る案件でございますので、藤井委員の退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは、事務局説明してください。

事務局 15 ページ番号3番でございます。〇〇〇の1筆1, 079 m²の賃借権の設定でございます。そのほか16 ページの8番まで、合計23筆、46, 272 m²の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、藤井委員の案件について事務局より説明がありました。これにつきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、17 ページ番号9番と10番は、14

番松本委員に係る案件でございますので、松本委員の退席を求めます。

(松本委員 退席)

議長 それでは、事務局説明してください。

事務局 17ページ番号9番でございます。〇〇の3筆2, 980㎡の賃借権の設定でございます。そのほか番号10番とあわせて5筆、5, 618㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりで、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 それでは只今、松本委員の案件につきまして事務局より説明がございました。これにつきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。承認されましたので、松本委員の入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議長 松本委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。以上で、該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりましたので、引き続きまして、その他の案件につきまして審議を行います。事務局説明してください。

事務局 14ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は389, 026㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては14ページから47ページ記載のとおりでございます。

所有権移転関係でございます。48ページでございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。所有権の移転をする者、〇〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地は〇〇〇〇〇の畑、2, 329㎡でございます。単価は10アールあたりですと15万円となっております。以下記載のとおりでございます。

49ページでございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇。移転する土地につきましては記載のとおり6筆の田と畑でございます。合計5, 022㎡で、対価は1, 202, 200円で10アールあたりにしますと、239, 386円となります。

続きまして50ページ。所有権の移転を受ける者、同じく〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地は〇〇〇の1筆の田1, 600㎡でございます。対価は100万円で、10アールあたりですと625, 000円となります。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては51ページから

56ページ記載のとおりでございます。また所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては、57ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、議案第49号について説明がございました。議案に対する質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、只今の案件につきまして承認されます農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。

議案第50号 倉吉市農作業標準料金の決定について

議長 続きまして、議案第50号 倉吉市農作業標準料金の決定についてでございます。

事務局 こちらの標準料金につきましては、11月26日に検討会を開催いたしました。農業委員会の山脇会長、藤井職務代理に加え、普及所の普及主幹、JA鳥取中央の営農センター長、農事組合長協議会の会長と副会長。美田委員も副会長で出席されております。それから、農林課職員と事務局の10名で検討会した結果、今回は、消費税が上がったこともありますし、据え置きで変更なしということでございました。以上です。

議長 はい、只今報告がありました。昨年と同様ということでございます。皆様の方でご質疑ございませんか。はい船越委員。

3番 3番 船越です。この農作業料金の中に、最近流行のドローンの作業料金が入らんものでしょうか。先日農事組合の総会で、個人で持っておられる方と業者で持っておられる方とおられまして、向こうの言いなりの料金になってしまうということがちょっとありまして。その辺今後検討される余地はないでしょうかという話が出ました。一言報告というか、お願いというかそういうことでございます。

議長 この件については何ら意見は出なんだな。いわゆるヘリコプターの延長みたいな形になっとらへんかということで、私の思いは。ヘリコプターが10アールあたり3,000円かいな、3,500円だけでしょう。はい、美田委員。

19番 うちの方で今年ドローンやったんですけど、島根県の方から来てもらって。初年度に限り、出ている単価を300円値引きしてくれます。新しく契約される所とそういう所とあって、今の段階まだ、決めづらいのかな。2,600円くらいで出ているから、ヘリよりはちょっと安い。静かなのは静かだし、高さ

も低くとっとるし、効果はあるんだらうと思うけど。ただその単価はね、確かに安い。最初ヘリ防除で申し込みしとったけど、途中で農協に断って。だけまだちょっと決めかねるっちゅうか。

議 長 ヘリ防除はね、大体前は私も今全然してないんだけど、5年くらい前までしとって3,000円だったです。多分、値段的にはドローンののが安いんじゃないかと思います。

3 番 うちの集落も実はドローンちょっとやったんです、まとめて農事の方で。で、反当1,600円で。ただこれ農薬別です。農薬込めると4,000円超えます。農薬がちょっと高いので。非常に静かで短時間で終わります。1反だったらもう、ものの数分で終わってしまいます。非常に除草剤の効果もあって良かったかなと思います。ただ、業者の言いなりになってしまうということで、その辺なんとかならんかなという声があったということです。

議 長 まあ、ドローンについては、除草剤の粒剤の散布ができるでしょう。そこがちょっとヘリコプターと違うところじゃあないのかな。

 今後の課題として、また来年度のこの標準料金表の話し合いの時にそういう話を出して、今年の状態、年明けの稲作の状態を見ながら。どういうところに使われとるのか、除草剤も使われて効果があったとか、皆さんの状況も見たいと思うんですよ。ですから1年間状況を見させていただいてということではいかなものでしょうか。よろしいですか、皆さんそういうことで。他にありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認されました。

議案第51号 農用地利用配分計画について

議 長 それでは議案第51号 農用地利用配分計画についてお諮り致します。この件につきましては、該当委員に係る案件がございますので審議をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

 先程同様、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。62ページ番号3番は、西谷委員に係る案件でございますので、西谷委員の退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 はい、説明してください。

事務局 利用配分計画案62ページでございます。権利設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。権利設定をする農用地は〇〇〇の1筆3,879㎡でございます。

設定する権利は以下記載のとおり賃借権の設定でございます。以上、協議がございましたので、本件の意見を求めるものでございます。

議 長 只今の案件につきましてご質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。承認といたします。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたので報告いたします。それでは続けて事務局お願いします。

事務局 62ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては62ページから63ページのとおりでございます。合計11筆、18,750㎡の設定でございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては、64ページから66ページ記載のとおりでございます。以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

議 長 只今説明がございました。皆さんの質疑を求めますが、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。承認と致します。

(6) その他

議 長 続きまして、別冊の方を見ていただきたいと思います。その他の報告から見ていただきたいと思います。

事務局 それでは別冊の2ページ、農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。(1)は国土交通省が発注する工事に伴う一時転用で、工事に伴う仮設道路、資材置場等として使用するものでございます。転用期間、届出地については以下記載のとおりです。続いて3ページの(2)でございます。こちらは鳥取県の発注する工事に伴う一時転用で、仮設道路として使用するものでございます。

次に4ページの耕作届の受理についてでございます。届出者は〇〇の〇〇〇〇、届出地は〇〇〇〇の土地でございます。この土地につきましては、中部地震の時に家が全壊いたしまして、現在は家屋を解体した後に土を入れて畑として管理されているものでございます。以上でございます。

議長 はい、続けて。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。①は〇〇〇〇さんからの賃貸借の相談でございました。6ページでございます。〇〇〇さん、売買の相談でございます。7ページ〇〇〇〇さん、〇〇〇の果樹園の跡地で、売買の相談でございました。それから8ページでございます。規模拡大による3反程度の畑を貸借したいというご相談でございました。〇〇〇の方ですが、〇周辺や〇〇から〇〇周辺の畑を探しておられました。以上4件について、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひします。

議長 それでは一番最初の〇〇〇の方の、〇〇〇ですか。あっせん委員2名を、1人は藤井委員、もう1人は鳥飼委員の2名でお願いしたいと思います。次、〇〇〇の件は〇地区になります。

田倉推進委員 この方は3年前にも同じ場所出されてまして、いろいろとあっせんさせてもらったですけども売買で買う人は1人もおられませんでした。で、まあいろいろやりとりする間に、どうも私が一番悪者になっているみたいで、あっせんができなかったということで。私としては辞退させていただければと思います。

議長 最初あっせんがあったときに改良区にございました。うちの改良区は関係ないわけですが、たまたま私が勤務してる時に来られて話して、今の〇〇〇〇さんをお願いして作ってもらったという経過があるんです。初めての委員ですので、早田委員にお願いしましょうかいな。ちょっと話をしてみてください。たまたまこの〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんのご主人が同じ所に勤めていて、あらなんだいなちゅうなことでわかって、なら3年ぐらいは作ってあげるわいなって、作ったわけです。けどもう、よう作らんとコンバインも大きくなったし、そこが小さいから大変だということで、図面でも分かるようにまっすぐの田んぼじゃないからね、変形田んぼなもんで、ということで返したいということ。

続きまして、〇〇さんの〇〇〇の〇〇〇ですけども、〇〇〇の委員さん、高見委員と船越委員にお願いいたします。よろしく。

続きましては〇〇〇、これは田倉委員でいいでしょうか。塚根委員が担当ですか、じゃあ塚根委員おねがいします。

塚根推進委員 〇地区、〇〇も〇〇周辺もあまりにもわからんので、とりあえず土地改良区に行ってみるかと思っておるんですけど。本人さんの意向を確認しますけど、そういった形でいいでしょうか。

議長 はい、よろしいです。それからまあここに書いてある〇周辺、〇〇、〇〇周辺の委員の方、情報があったら提供してあげてください。農業委員会事務局でもいいですので、こちらの方に電話していただければ、塚根さんと連絡を取り

ながら進めて参りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、あっせん活動の状況についての報告でございます。松本委員から申し上げます。

14番

農業委員会の次の日に2名、ちょうどネギ作るのにええでないかと思って。ネギってというのは、連作障害があるっちゅうことで畑をたくさん欲しいということを知りたつたもんで連れて行って。現場に行ったらびっくりで、漆の木が生えとるわ、ゴズボはあるわあらゆるもんが生えとる状況で。両方足しても5畝で、場所も〇〇になってますが〇〇〇の集落がすぐ隣にあるという場所柄で。それから、〇〇〇さんに早速連絡取りました。本人も全く知らない状況でね。ちょっと難しいなという現状です。〇〇〇さんの方に、きれいにしたらネギでも作る人もあるかなという状況ですと伝えてます。

議長

2番、田倉委員。

田倉推進委員

田倉でございます。〇〇さんと話をしまして現地確認等させていただきました。一番最初の4,000㎡の土地なんですけど、すり鉢状になっておりましてですね、非常に耕作も難しいというようなことです。これ全部、近くに〇〇さんがおられましたので、お話を持って行ったんですが、もう手一杯で、他のところを借りる余裕はないということで断られました。で、次の1,323㎡と一番下の350㎡につきましては、隣で〇〇さんという方が野菜を作っておられて、管理だけはしてあげるということになりました。それから509㎡と879㎡につきましては、谷の底の方にありまして、非常にトラクターがはまるということで、大きいやつでないだめだというような状況なので、借り手はちょっと、今探しておりますが難しい状況でございます。以上です。

議長

この4,172㎡は作ろうと思えば作れる畑。

田倉推進委員

ちょっと傾きますけれど。トラクターで今のところをうってもらっています。

議長

ですからね、さっき出とつた〇〇〇の〇〇さんにこういうのを紹介したらいいのではないですか。塚根さんに情報提供してください。

次に涌嶋委員。

涌嶋推進委員

〇〇さんは高齢で、90才以上なので、親戚の〇〇〇〇さんに耕作をお願いしていたけども、亡くなられたということで。あっせんの農地ですね、現地調査いたしまして1300番地の1,335㎡については、水はけが非常に悪くトラクターもはまって、それから一部100㎡ほどはアシが生えていて耕作ができないというふうになっております。隣接の〇〇の〇〇さんっていう方にお願ひしましたけれども、自分も高齢になってハウスもやっけていて、なかなかこの農地までは手は出せないということで。今、〇〇〇〇さんの弟さんが〇〇〇におられますので、弟さんの方になんとかおねがいできんかということで交渉しているところでございます。粘り強く交渉していきたいと思ひます。以上です。

議長

はい、よろしく申し上げます。続いて鐵本委員。

9 番

鐵本です。この田んぼのことで私も何人かあたったんですけど、今年作っておられた人とか、〇〇地区内で。1人は体を壊しちゃって管理ができんけ、田んぼのあちこちの部分はもう収穫しないということで。稲も枯れ草のようになってしまっております。まあ、来年はちゃんとしたいということで今他のことをしておられる。で、もう1人の人も地区外から来ておられるんだけど、この人もあの人だったら貸したくないと言われるし、でちょっと苦勞しとりますけれども。もうしばらく時間をいただいてさらに詰めていかせていただきたいと思っております。以上です。

議 長

引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。先程、松本委員が言ひましたように非常に荒れた土地もかなり出てきておひます。実はこの間ちょっと私が思ひつたのは、再生事業ですね1万円から3万円と取つてあります。今予算の執行何割でしょうか。

事務局

今、予算の執行はゼロです。

議 長

ゼロでしょう。それでせつかく予算組んでありながら再生事業が全然できていないということでござひますので、今まで何年か調査に回つたときにですね、これが最高3万円出しても大変でしょう、という土地がかなりありました。それをあえて3万円ということでやつておひましたけども、木が生えてぱつと見てこれはミニユンボでもいけん、開発して再生できんなどいうのもかなりあります。ですから私の方はまた皆さんと協議してみたいというの、3万円の上限を5万円くらいにしてはどうかということをおもつてゐるんです。でないと、なかなか3万円で機械導入して再生せいと言つても、なかなかできかねると思ひますよ。ですから最大5万円くらいに上げて、予算を見ながら、あればそういう形を出していつて遊休農地なり、そういう土地をですね減らしていかないと、このまま放つておけばどんどん増える一方です。何ら効果はないと思ひます。ですから、今日決めるのではないですけども、これからまた皆さんと協議しながらある程度そういうことを考へていかないと、後3ヶ月で今年の予算も終わりになるんですね。それがなんぼだったかいな。

事務局

96万円です。

議 長

96万円が未執行なんですね。ですからそういうお金をどんどん利用していただいて、私は農地を現状復歸、いわゆる普通の畑に戻していけたらなという思ひではありますので、皆さんも頭の中に入れていただいて、今後そういうことも必要でなからうかということをおもつて今後協議させていただきたいというふうにおもつておひます。私の思ひはそういうことです。最近、もう皆さんが年齢と共にですね、なかなかその土地を借地して、再生までしてしようという方がだんだん減つてきておひます。ですからこの予算も執行がされていないというのが現実でござひますので、その点をですね、もっと深く考へていかないけん時期にもう既に来ておると思ひます。以前、〇の方でですね〇〇とか〇〇の〇とかあちこちを借りていただいて、開墾してですねしていただいた経緯がござひますけれども、もう手一杯でなかなか難しいようですので。新しい新規就農者の方などにもそういう制度を利用していただいて、やつていただければとい

うふうに思っております。以上です。それでは次に（５）。

事務局

賃借料の情報につきまして、資料の１０ページでございます。本日承認いただいた利用権設定も含めて、令和２年の１月から１２月までに利用権設定されたものの平均なりを出しております。年間の利用権設定数から使用貸借、物納それから極端に高いものと低いもののデータを差し引いたもので、真ん中の表になりますけれども田が、データ数９４７、平均が１００円単位で５，０００円になりました。最高値は９，０００円、最低値は１，７００円。畑につきましては２３３のデータ数を元に平均は５，０００円、最高値が８，０００円、最低が２，０００円。括弧書きに昨年の数字を入れております。以上が賃借料の平均値でございます。

続けて、年金の加入推進についてです。１２月から１月まで加入推進月間ということで、啓発ティッシュを。昨年も啓発の効果があって加入していただいたこともございました。既にお配りしておりますけれども、加入推進について該当の方にポスティングなり、お話ししていただいて、詳細につきましてご関心のある方については事務局の方に相談に来ていただくようお願いいただければと思います。加入推進については以上でございます。

その他の件でございますが、先程会長からありましたけれども遊休農地の解消事業について、残り３ヶ月になりました。該当するところがありましたらご紹介いただけたらと思います。

最後に、委員の皆様には、あっせん活動等、ご活躍いただいておりますけど、活動日誌が未提出の方は、出していただきますようお願い致します。

議長

はい、以上でございます。あっせん活動につきましてもですね、きちんと書いて出していただきたいと思っております。

それでは全体につきまして皆さんの方から何かございましたら。鐵本委員どうぞ。

９番

ちょっと簡単に研修のことを。

議長

北栄町の農業委員会の会長から、農業委員会活動の新時代への挑戦ということで、ここに資料１に載っておりますようなことを、ステージの上で映しながら発表をされておりました。例えば、産業別就農人口の割合とか新規就農者等の推移。いわゆる北栄町でやっことを発表されたわけでございます。農業委員会の体制ですね、推進委員とか農業委員の数、事務局は何名でやっているとか。それから農地委員会っちゅうのを作っておられまして、営農状況調査をしたというようなことでございます。営農状況・意向調査等もされているようでございます。実際に集落に出かけて行かれて、上種自治会の多面的機能支払交付金への参加ということで、ここにも行ってそういう話をしたというようなことでございます。それから後はですね、農政委員会というのがありまして、これは町長、議長と意見交換会をされたということでございます。そしてまた平成２８年から青年農業者研修会ということが北栄町農業委員会ではされたようでございます。あとは広報委員会、毎年“菜種”という名前で農業委員会だよりを、年４回全戸配布されております。全国コンクールで、平成２３年に最優秀賞、令和元年には優秀賞ということを受賞されております。私も昨年東京に行った時にこの優秀賞を見させていただきました。結構いいものを作って

おられました。それから、GPS付農地情報端末（タブレット）の活用ということで、いざタブレットを買おうと思えばすごい金額のようです。約1時間くらい話はされておりました。最近の取組ということで、とっとり電子申請を利用した届出の受理等ということで書いてありますが、こういうこともやっております。下限面積の改定、農振農用地区域外は1アールということにしておるようです。それで少なく面積を減らして、できればどんどん売れるところを売って、ほったらかして草ぼうぼうでなげるよりもいいということで、売れるところは売れるということのようです。それ以外は50アールということです、北栄町は。大体そういう話をざっと1時間されておりました。

それから新規参入の促進というようなことも書いておりますけども、これは東京の農業会議所から事務局長が来られまして、農業委員会における農地利用最適化の推進ということで、改正農業委員会制度5年後見直しを踏まえてということで、そこに書いてあるような話をされておりました。5年後には何らかのかたちで見直しをしたいということでございます。今の農業委員会制度につきまして、いいところもあれば、悪いところもあるということで、将来的には見直しも考えるということのようでございます。それから農地利用最適化業務と農地中間管理事業の関係ということで、まあいろいろと話をされておったようなことでございます。ざっとこういうことで1時半からスタート致しまして、3時45分頃に閉会しました。70人ぐらいの出席のようでした。ほとんど新人委員の方が各市町村から出て来てました。よろしいですか。またよく読んでいただければと思います。他にございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、それでは本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時40分 閉会 —